

共同宣言に基づく令和6年度の取組状況（R6.12.23時点）

※ 関係機関の取組を共同宣言の実施項目ごとに整理したもの（今後実施予定の事業も含む）

I 価格転嫁の状況に関する情報収集と発信

1. 相談対応等を通じて会員企業等から情報を収集

- ① 価格転嫁に関する相談対応を通じて情報収集（随時）【福島県よろず支援拠点・下請かけこみ寺、各商工団体】
- ② 運送事業者からの情報収集（随時）【福島運輸支局】
※ 『トラック・物流Gメン』として倉庫業者からも情報収集を行う体制へ拡充（11/1～）
- ③ 県内5地区で開催した「組合トップセミナー」において情報収集（10～11月）【中央会】

2. 各団体においてアンケート・聞き取り調査を実施

- ① 「景況等調査（各地方振興局）」及び商工労働部関係課による聞き取り調査を実施（随時）【県】
- ② 「須賀川市経済緊急対策関係機関連絡会」にて各支援機関と情報交換を実施（4月・11月）【須賀川商工会議所】
- ③ 「経営状況等に関する調査」を実施し、結果をホームページ等で公表（7月・10月）【福島商工会議所】
- ④ 「労働事情実態調査」を実施し、価格転嫁に関する結果をホームページ等で公表（11月）【中央会】
- ⑤ 「会員企業の経営実態アンケート」を実施し、結果を会員へ周知（9～10月）「雇用・経営指針アンケート」（2月）を実施し、結果を会員へ周知予定。【福島県中小企業家同友会】
- ⑥ 価格交渉促進月間（3月・9月）のフォローアップ調査実施（結果公表：中企庁HP R6.1.12、R6.6.21、R6.8.2（＝企業名公表））【中企庁・東北経産局】
- ⑦ 自主行動計画（業界ごと）フォローアップ調査実施（結果公表：中企庁HP R6.4.15）【中企庁・東北経産局】
- ⑧ 「第16回雇用動向調査」を実施。その中で「価格交渉・価格転嫁の状況について」アンケート調査を実施。11月中旬に会員宛調査結果を送付し周知。11月21日以降、民報、民友調査結果掲載予定。12月にホームページへ掲載予定。【福島県経営者協会連合会】
- ⑨ 「価格交渉・価格転嫁の実施状況に関するアンケート調査」を実施（3月公表予定）【県・商工団体】

II 価格転嫁の円滑化に関する支援情報等の周知

1. 各団体のホームページや会報誌等を通じて、国や商工団体が設置している相談窓口を周知

- ① 国や各商工団体が設置する相談窓口の一覧をホームページにて周知【県】
- ② 各団体のホームページ等で相談窓口を周知【共同宣言参加団体】
- ③ 県連電子掲示板で価格交渉支援情報を周知（随時）【福島県商工会連合会】
- ④ 価格転嫁に関する本県独自のチラシを作成し、相談窓口等を周知（10/1～）【県】
- ⑤ 組合対象の会議で価格転嫁に関する県作成のチラシを配布・説明（10月～）【中央会】
- ⑥ 中小企業の支援策をまとめたガイドブックにより相談窓口を周知（5/24～）【県】
- ⑦ 埼玉県が作成した原材料価格を比較するための価格交渉支援ツールを周知（8/23～）【県】

2. セミナー等の実施

- ① 県内7地域で価格転嫁のポイント等を学ぶセミナーを開催（8/29～）【県、よろず支援拠点、商工団体】
- ② 会員組合を対象とし円滑な価格転嫁に向けたセミナー、個別相談の支援メニューを設定し、組合に提案【中央会】
- ③ 価格転嫁に関する各種セミナーを全会員にグループウェアで告知（随時）【福島県中小企業家同友会】

- ④中小企業庁ホームページ「取引支援」のコーナーで幅広い関連情報を周知【中企庁・東北経産局】
- ⑤下請Gメンの企業ヒアリング時に取引適正化に係る支援情報等を提供【東北経産局】
- ⑥連合福島構成組織向けの掲示板を活用し、価格転嫁啓発チラシやセミナー開催案内、価格転嫁支援ツールの活用について周知【連合福島】
- ⑦中企庁委託事業（R6年度）により、全国で価格交渉講習会を開催（福島県内で8回予定）【中企庁】
→会津若松商工会議所〈11/15〉、福島県中小企業家同友会〈12/3 福島支部、1/23 いわき支部〉

Ⅲ パートナーシップ構築宣言の促進

1. 相談対応等を通じた制度の周知

- ①各支援機関や商工団体が実施する相談対応等を通じて、会員企業等へ制度の周知や呼びかけを実施【国（支援機関）、商工団体】
- ②組合を対象とした会議で県作成のチラシを配布し、組合員へ制度の周知を実施〈10月〜〉【中央会】

2. 各団体のホームページや各種広報媒体等を通じた周知

- ①各団体のホームページで制度を周知【共同宣言参加団体】
- ②県連電子掲示板で価格交渉支援情報を周知〈随時〉【福島県商工会連合会】
- ③毎月発行する所報へ構築宣言の概要やインセンティブ概要等を都度掲載【会津喜多方商工会議所】
- ④毎月10日に発行する所報へパートナーシップ構築宣言概要等を掲載【二本松商工会議所】
- ⑤全会員事業所に対して配布する施策普及ノートにパートナーシップ構築宣言概要等を掲載【二本松商工会議所】
- ⑥県政広報番組（テレビCM、ふくしまFMキビタンスマイル）で周知〈9月〜〉【県】
- ⑦価格転嫁に関する本県独自のチラシを作成し、「パートナーシップ構築宣言」を周知〈10/1〜〉【県】
- ⑧市町村へパートナーシップ構築宣言の促進に係る依頼文書を送付〈11/11〉【県】
- ⑨経済団体等の会合の場でパートナーシップ構築宣言について周知（価格転嫁出前講座）【県】
→二本松市商工会議所〈11/19〉、福島県中小企業家同友会〈12/3〉、須賀川商工会議所〈12/20〉

3. 宣言企業に対するインセンティブの付与

- ①県で実施する13補助事業等（経産省執行事業を含む）において宣言企業への優遇措置を実施【県】
- ②各種補助制度、税制、融資制度におけるパートナーシップ宣言企業優遇措置をパートナーシップポータルサイトで公表【中企庁】

Ⅳ その他の取組

- ①「価格転嫁の円滑化に向けた事務担当者会議」を開催し取組を共有〈11/20〉【共同宣言参加団体】
- ②国土交通省HPに「トラック輸送適正取引推進相談窓口」が開設されており「燃料サーチャージ緊急ガイドライン」等を周知（東北運輸局HPにリンクあり）【福島運輸支局】
- ③「トラック・物流Gメンの取り組み、「2024年問題」について」（東北運輸局HP）によりGメン・物流業界について広く情報発信（中小企業庁、公正取引委員会の相談先も掲載）【福島運輸支局】
- ④賃金引き上げに向けた働きかけを実施するとともに、下請け取引に関するツールを交付〈随時〉【連合福島】
- ⑤地方版政労使会議「福島県魅力ある職場づくり推進協議会」を2月に実施予定であり、賃金引き上げに向けた支援策及び労務費の適切な転嫁にかかる「指針」を周知【福島労働局】
- ⑥価格転嫁円滑化に係る関連情報を各県に共有（情報共有メール：年数回送信）【東北経済産業局】